

氏名	白川 賀津子
学位の種類	博士（学術）
学位記の番号	甲第 209 号
学位授与年月日	2018（平成 30）年 3 月 20 日
学位授与の条件	学位規則第 4 条第 1 項該当
学位論文題目	保育・教育理念に基づく保育施設的设计計画に関する研究
論文審査委員	主査 定行まり子（生活環境学専攻 教授） 副査 篠原 聡子（生活環境学専攻 教授） 副査 根津知佳子（人間発達学専攻 教授） 副査 田部 俊充（人間社会研究科 教育学専攻教授） 副査 長澤 悟（東洋大学 名誉教授）

論文の内容の要旨

本研究は、保育・教育理念に基づく保育施設的设计計画はどのようなものかを明らかにすることを目的として、以下の目次に基づき、第一章で序論、第二章で保育施設建物をめぐる関係法令の変遷と現状、第三章で保育・教育思想、理念と保育施設建物との関わりの歴史、第四章でモンテッソーリ教育とハンガリーの保育実践を手掛かりとした保育・教育思想に基づく施設計画、第五章で保育所保育指針に基づく施設計画、第六章で保育施設建物を構成する空間の要素の分析について検討し、第七章で、結論として第二章から第六章までに得られた結果を総括し、今後の保育施設的设计計画に向けた具体的提言をまとめた。

【論文目次】

第一章 序論

- 1-1. 研究の背景と目的
- 1-2. 既往研究のまとめと本研究の位置付け
 - 1-2-1. 保育・教育理念に関わる研究
 - 1-2-2. 本研究の位置付け
- 1-3. 論文の構成
 - 1-3-1. 論文の構成
 - 1-3-2. 調査概要

第二章 保育施設建物をめぐる関係法令

- 2-1. 建築関連法
 - 2-1-1. 建築関連法の目的と意義
 - 2-1-2. 建築関連法をとりまく状況
- 2-2. 児童福祉施設最低基準
 - 2-2-1. 児童福祉施設最低基準の成立と改正の変遷

- 2-2-2. 施設整備指針をとりまく状況
- 2-3. 保育所保育指針
 - 2-3-1. 保育所保育指針の成立と改定の変遷
 - 2-3-2. 建築的視点からみた保育所保育指針
- 2-4. 第二章のまとめ
- 第三章 保育・教育思想、理念と保育施設建物
 - 3-1. 日本における保育・教育思想の歴史
 - 3-1-1. 幼稚園草創期における海外幼児教育思想の受容
 - 3-1-2. 保育・教育思想をとりまく状況
 - 3-2. 保育・教育思想、理念に基づく保育施設計画の歴史
 - 3-2-1. 建築計画学の基礎的概説書にみる保育・教育思想
 - 3-2-2. 保育施設の建築活動にみる保育・教育理念の具現化
 - 3-3. 第三章のまとめ
- 第四章 保育・教育思想に基づく施設計画
 - 4-1. モンテッソーリ教育の場合
 - 4-1-1. 基本原理
 - 4-1-2. 建築的視点からの整理
 - 4-1-3. 実施園における考察
 - 4-2. ハンガリーの保育実践の場合
 - 4-2-1. 基本原理
 - 4-2-2. 建築的視点からの整理
 - 4-2-3. 実践園における考察
 - 4-3. 第四章のまとめ
- 第五章 保育所保育指針に基づく施設計画
 - 5-1. 検証方法
 - 5-2. 出現言語の抽出による検証
 - 5-2-1. 保育所保育指針と保育・教育思想の共通性
 - 5-2-2. 保育・教育思想の特異性
 - 5-3. アンケート調査による検証
 - 5-3-1. 保育所保育指針と保育・教育思想の共通性
 - 5-3-2. 保育・教育思想の特異性
 - 5-4. 空間事例による検証
 - 5-5. 第五章のまとめ
- 第六章 保育施設建物の空間構成要素の分析
 - 6-1. 『新建築』誌における保育施設作品の概要
 - 6-1-1. 掲載作品数の推移
 - 6-1-2. 掲載作品の建物概要
 - 6-2. 保育施設作品の分析
 - 6-2-1. 建物形態、空間構成、空間特性
 - 6-2-2. 空間構成、空間特性の潜在的特性の分析
 - 6-2-3. 保育施設作品の類型化と空間構成要素の分析
 - 6-3. 第六章のまとめ
- 第七章 結論
 - 7-1. 各章の総括
 - 7-2. 今後の保育施設の設計計画に向けて

【各章の論旨】

第一章では、「序論」として、研究の背景と目的について述べ、既往研究と本研究との対応について整理

を行った。

第二章では、現在の保育施設建物をめぐる法令を概観することを目的に、「建築関連法」、「児童福祉施設最低基準」、「保育所保育指針」をとりあげ、改めてその意義を認識し、保育環境に及ぼす影響や問題点を考察した。

「建築基準法」の意義は、建物構造、内装制限、防火区画、排煙設備、階段・廊下の構造などの避難関わる規定を定め、子どもが長時間を過ごす場である保育所での安全を担保することであるが、昨今では都市部の待機児童対策における空きビルのストック活用を目的とした排煙設備を不要とする排煙緩和告示や、保育室における複数居室の採光を認める緩和告示案など、規制緩和の動きがみられる。

排煙設備の緩和では、法令により本来担保されるべき子どもの安全、採光緩和規定では、通風・換気、排煙、避難等の窓本来の役割のみならず、「内外を繋ぐ」、「自然環境を認識する」などの、窓を媒介とした保育実践も同時に損なわれる可能性があり、保育環境への影響が懸念される。

「児童福祉施設最低基準」でも、乳児室・ほふく室面積の引き下げや、屋外遊技場の代替施設に関わる規定で、規制緩和が進み、憂慮すべき状況にある。

また、保育所における施設整備指針や評価制度の整備状況は、幼稚園の場合と比較すると十分とはいえず、空間づくりは設計者の技量に任せられるとも言える。空間や環境の質を確保する観点からは、施設計画で設計者が参考とすべき具体的な指針と、それを評価する仕組みを整えていくことが、今後の課題であると考えられる。

「保育所保育指針」の改定は、幼稚園教育要領との整合を図る目的のほか、教育や保育をめぐる時代の要求があると考えられ、建築的立場からも、その変遷や改定の意義を理解する必要があること、保育指針では、個々の実情に応じた保育が認められていることなどから、個々の保育施設が掲げる保育・教育理念に空間が応じるべきことが望ましいこと、さらに、保育指針の「保育のねらい」などにみられる保育内容は、施設計画との関わりも大きく、保育指針に基づく空間づくりの実現には、保育指針の建築的視点からの読み解きが重要であることを確認した。

第三章では、保育所保育指針や個々の保育・教育理念に影響を与えたと考えられる海外の幼児教育思想の受容と、日本の保育・教育思想をとりまく状況、建築計画学と保育・教育理念の具現化を目指した建築活動について考察した。

幼稚園草創期の明治初期の日本における海外の幼児教育思想の受容においては、東京女子師範学校附属幼稚園の存在が非常に大きく、そこで実践されたフレーベル主義が日本の幼稚園及び保育園教育に浸透した点を確認した。また、日本の保育制度成立においては、フレーベル以外の多様な海外幼児教育思想、国内の幼児教育学者からの影響も大きかったと言え、保育指針には多様な保育・教育思想が包含されていることが推察された。現在の思想をとりまく状況を見ると、全国私立保育園連盟加盟園の保育施設を対象としたアンケート調査（2015（平成27）年）では、回答の約半数が何らかの保育・教育思想を参考にしており、現在では保育・教育思想が保育実践のひとつの方法論となっている点が示唆された。

保育施設設計における建築計画学の基礎的概説書として、川添登の『建築学大系 32』（1954（昭和29）

年)、吉田あこの『建築計画学 9 学校Ⅱ』(1974 (昭和 49) 年)、小川信子の『新建築学大系 29』(1981 (昭和 56) 年) をとりあげた。その結果、保育内容やプログラムが保育空間の在り方に関与するという立場で三者が共通し、川添と小川の記述からはその基となる保育・教育思想を重視する姿勢がみられた。

さらに、一番ヶ瀬康子の『日本の保育』(1962 (昭和 37) 年) における、建築家らによる保育施設の建築活動とその作品の解説から、保育・教育理念の設計計画への具現化について考察し、〈保育室の独立性〉、〈保育の流れと展開〉、〈自由と規律・秩序・社会性〉、〈生活指導・プログラム〉を重視する保育・教育理念では、建物形態、保育室・遊戯室の関係性、外部への連続性、保育室の特性や雰囲気、保育室と衛生設備配置の関係性などに反映され得る見解が示されていることが読み取られた。

第四章では、保育・教育思想に基づく保育施設の在り方を明らかにすることを目的に、日本で採用例の多いモンテッソーリ教育とハンガリーの保育実践に焦点を当てた。主要文献を基に、その基本原理を建築的視点から整理し、実施園での調査を行って空間づくりにおける各思想の特徴を考察した。

その結果、モンテッソーリ教育では、一日の活動が保育室内の「日常生活訓練」、「知的訓練」、「造形」、「オープンスペース」の各コーナーを中心に行われ、食事室、午睡室、造形室、体育室などの専用室、屋外空間など、施設内の移動が比較的多いこと、家具や設備の設えに工夫が必要であること、またそれらは「身体・発達への配慮」、「秩序性の確保」などの教育原理に起因するものであることなどが明らかとなった。

実施園の調査では、視認性の良い建物形状が子どもの自由選択活動の実現に寄与しており、ランチルームなどの専用室設置により保育室の模様替えが無く、秩序が保たれていた。保育室内は、屋外や水回り近くの、調理、洗濯、絵画、制作用具を備える【日常生活訓練領域】、オープンスペースで、床座で行う大型感覚教具・用具を備える【知的訓練領域 1】、部屋の奥や隅で、集中を要する数の教具や絵本を備える【知的訓練領域 2】、机上動作を伴い、多様な教具が混在する【複合領域】などで構成される様子がみられた。

ハンガリーの保育実践では、保育室内に「役割遊び」、「絵本と文学」、「構造」、「構成」、「手仕事・自由画・工作」、「オープンスペース」の各コーナーを常設し、食事や午睡も保育室内で行い、他室への移動が少ないこと、体育専用室や保育室内の受入コーナーの設置が望ましいこと、またそれらが「遊びの継続性」、「集中を維持するための配慮」、「スキンシップによる愛着形成」、「生活習慣形成」などの教育原理に起因するものであることが明らかとなった。

実施園における調査でも、子どもの保育室以外への移動が少なく、建物形状や空間構成の考慮がさほど必要とされないことを確認した。保育室内は、机上と床座のオープンスペースで構成され、ままごと・ごっこ遊びの遊具を備える【役割遊び領域】、集中と継続性が保たれるオープンスペースで、絵本、ごっこ遊びの遊具を備える【絵本と文学領域】、机上動作を伴い、絵画・造形、構成遊びの遊具を備える【構成・手仕事・自由画・工作領域】、オープンスペースで小型～大型積木を備える【構造遊び領域】、身支度を行う【受入コーナー】で構成されるなどの特徴がみられた。

これらは保育指針に基づく施設計画のひとつの在り方としても示唆を含むものであり、同様の理念に基づく保育実践を行う保育施設にも適用できるものであったと言える。

第五章では、保育指針を建築的な視点から読み解き、保育指針に基づく空間の在り方を検証することを目的とし、日本でも採用例の多いモンテッソーリ教育とハンガリーの保育実践における空間づくりを手掛かりに、出現言語、アンケート調査、空間事例の分析から検証し、考察を行った。

保育指針は平成 20 年告示版の全文を対象に、各思想の基本原理は代表的文献の、主に保育・教育内容における記述を対象に、文章中の名詞、複合名詞を抽出し、内容ごとに 6 つに分類してそれぞれ出現回数の高い順に並べた。その結果、各思想と保育指針の間に〈保育の環境〉、〈子どもへの対応〉、〈生活リズム〉、〈主体性〉、〈社会性〉などに関する共通言語がみられ、改めて、保育指針が両思想を包含するものであることが示唆された。

アンケート調査では、両思想の基本原理に基づき質問項目を作成し、「重要である」、「該当する」かについて尋ね、保育指針と各思想との共通性と特異性を考察した。その結果、全体の園で各項目に対する重要度・該当度は高い結果となり、両思想にみられる空間特性が、保育指針に基づく保育を行う一般園でも受け入れられていることが示唆された。 χ^2 検定の結果では、各思想に家具や保育室の設えなどを中心に有意な項目がみられ、両思想の特異性を示すと考えられる。また、重要度・該当度が共に有意差がみられた項目も、少ないながら確認でき、これらが思想の特異性を現わすものであると考えられる。

最後に、両思想に特異な空間事例を提示し、それを手掛かりとして、改めて保育指針に基づく空間の在り方とはどのようなものかを検証した。その結果、モンテッソーリ教育、ハンガリーの保育実践それぞれに有意差が認められた項目について、実践園ではさまざまな工夫を伴いながら空間に反映する事例がみられた。

また、一般園で重要と捉えられているものの、実際には実践できていない項目における空間づくりの取り組みは、保育指針に基づく空間づくりのひとつの在り方としても、示唆を含むものであったと言える。

第六章では、日本の代表的な建築ジャーナリズムである『新建築』誌において、1925（大正 14）年から 2016（平成 28）年に掲載された保育所、幼稚園、認定こども園等の保育施設、203 作品を対象に、数量化 3 類分析とクラスタ分析を行い、建物形態、空間構成、空間特性などの要素の潜在的な特性を見出すと共に、保育施設作品の類型化分析から、各類型に特徴的な建物構成の要素を明らかにし、それらがどのような保育実践に見合うかを検証した。

第一に、第三章で理念や保育実践に関与すると推察された「建物形態」、「保育室・遊戯室の関係性」、「外部への連続性」、「保育室の特性」、「衛生設備配置」などに関わる 13 の観察変数を設定し、該当の有無を判別して数量化 3 類分析を行った結果、各変数に動的性質と静的性質、集団的性質と個別的性質の特徴が見出された。さらにクラスタ分析からは保育の型として〈一般型〉、〈可変型〉、〈展開型〉、〈個別型〉が見出され、空間構成要素との関係が明らかとなった。

第二に、保育施設作品を数量化 3 類とクラスタ分析により類型化した結果、保育施設は〈並列空間型〉、〈分離空間型〉、〈共有空間型〉、〈ワンルーム型〉、〈独立空間型〉の建物類型に分類され、それに見合う保育法と、個々の類型における空間構成要素が明らかとなった。これを踏まえ、理想とする保育実践、保育・教育理念に見合う空間づくりにおける、保育施設の設計計画のひとつの目安を提示した。

第七章では、第二章から第六章までに得られた結果を総括し、本研究の結論から、今後の保育環境づくりにおいて、その質を保障していくために、如何に施設計画に取り組んでいくかという課題に対し、設計者が大切にすべきと考えられる内容と、その際に参考とすべき指針等の整備の在り方について、今後の保育施設の設計計画に向けた具体的提言として以下のようにまとめた。

〈設計計画・指針整備における提言〉

1. 設計計画における設計者の配慮事項として

- ①保育所保育指針や個々の保育計画・理念を建築的立場から理解し、設計計画が保育の視点からもアプローチしたものかどうか、設計者自身が認識する。
- ②子どもの活動実態だけでなく、保育者らとの対話などから、保育実践のどこに重点が置かれているかを把握する。

2. 施設整備指針・評価制度の策定

- ①保育所では、個々の理念に基づき、多様な保育指針の解釈が行われていることを考慮し、施設整備の具体的な計画、設計の留意事項について、重視する保育実践や多様な方法論に応じた複数のケーススタディを提示した施設整備指針を策定する。
- ②施設整備に関わる関係者が分野を超えて連携、参画し、空間・環境における保育実践、理念の実現性の観点から、空間・環境を評価する項目を含み評価制度を検討、策定する。

保育・教育理念や重視される保育実践に関し、保育分野などとも連携し、内容を精査していくことで、より理念に基づく設計計画の実現に近付くと考えられ、今後の課題として継続的に研究し、設計計画における検討材料として、多様なケーススタディを提案していきたいと考える。

論文審査結果の要旨

現在、社会的な課題となっている保育所に入所できない待機児童数は、現在でも2万人以上も存在し、施設整備が急ピッチで進められている。建築士から寄せられる不満は、もう少ししっかり計画を練って設計をしたいが、十分な時間も取れないと嘆いている。保育施設は、子どもたちにとって、1日の大半を過ごす場所であり、保育・教育を受ける場であり、環境の質は非常に重要である。

本研究は、保育・教育の場としての役割を担う空間・環境に着目し、保育・教育理念に基づく具体的な空間づくりの方策と設計計画のあり方を導き出すことを目的としている。特に、海外から導入されたモンテッソーリ教育、ハンガリーの保育実践を取り上げるとともに、日本では、保育・教育の理念を保育所保育指針として示されており、その空間への具現化は、設計するにあたっての目安となるだろうと考えている。

本論文は、7章から構成されている。

第一章では、「序論」として、研究の背景と目的について述べ、既往研究と本研究との対応について整理を行っている。

第二章では、現在の保育施設建物をめぐる法令を概観することを目的に、建築関連法、児童福祉施設最低基準、保育所保育指針をとりあげ、保育環境に及ぼす影響や問題点を考察している。建築基準法、消防法などの建築関連法では、避難にまつわる規定を定めて子どもの安全を担保しているが、昨今では、待機児童対策における空きビルのストック活用に具するための規制緩和が勧められている実態について、安全性や保育実践が損なわれる懸念があると指摘している。

また、保育士の配置基準や、面積基準を定めた児童福祉施設最低基準でも同様に、規制緩和が認められた。戦後 1948 年に基準が定められて以来の面積基準の経緯を考察し、従前の面積を下回る数値に憂慮すべき現状であることや、保育所における評価制度は十分に整備されていないなど、施設計画においては設計者の技量に拠るところも大きいと述べている。

保育所保育指針の改定は、教育要領との整合を図る目的のほか、教育や保育をめぐる時世の要求があると考えられ、建築的立場からも、その意義を理解し、保育所保育指針について、建築的視点からの読み解きが重要であると指摘している。

第三章では、個々の保育・教育理念や保育所保育指針の内容に影響を与えている海外の保育・教育思想・理念を具現化しようとしてきた建築活動に着目して考察している。

幼稚園草創期の明治初期の日本において実践されたフレーベル主義が日本の幼稚園及び保育園教育に浸透した点を確認した。また、日本の保育制度成立においては、フレーベル以外の国内外の多様な幼児教育思想の影響も受け、指針には多様な保育・教育思想が包含されていたと推察している。保育施設へのアンケート調査からも、約半数が何らかの保育・教育思想を参考としていることを確認し、これら保育・教育思想の存在は保育実践におけるひとつの方法論となっていることが認められた。

保育施設設計における建築計画学の基礎的概説書である『建築学大系』、『建築計画学』に基づき、保育・教育思想が保育施設の空間計画に具現化することに努めてきた経緯を解説している。建築家による戦後の先進的な建築活動における保育施設作品の解説から、設計計画における個々の保育・教育理念の具現化の在り方について考察した結果、〈保育室の独立性〉、〈保育の流れと展開〉、〈自由と規律・秩序・社会性〉、〈生活指導・プログラム〉などの理念は設計計画の〈建物形態〉、〈保育室・遊戯室の関係性〉、〈外部への連続性〉、〈保育室の特性や雰囲気〉、〈保育室と衛生設備配置の関係性〉などに反映され得ることを明らかにしている。

第四章では、モンテッソーリ教育とハンガリーの保育実践を手掛かりに、保育指針に基づく施設計画のひとつの在り方を提示している。

両思想について、主要な著作および文献に基づき、基本原理を建築的視点から整理している。その結果、モンテッソーリ教育では一日の活動が保育室内の〈日常生活訓練〉、〈知的訓練〉、〈造形〉、〈オープンスペース〉の各コーナーを中心に行われ、食事室、午睡室、造形室、体育室などの専用室、屋外空間など、保育施設内の移動が比較的多いこと、家具や設備の設えに工夫が必要であること、またそれらは子どもの身体・発達への配慮、秩序性の確保などの教育原理に起因するものであることなどを明らかにしている。ま

たハンガリーの保育実践では、保育室内に〈役割遊び〉、〈絵本と文学〉、〈構造〉、〈構成〉、〈手仕事・自由画・工作〉、〈オープンスペース〉などの各コーナーを常設し、食事や午睡も保育室内で、他室への移動が少ないこと、体育専用室や保育室内の受入コーナーの設置が望ましいこと、またそれらが遊びの継続性や集中を維持するための配慮であることを明らかにしている。

ここで示されてきた秩序性、継続性、遊びの規模、集団性などの保育・教育理念に基づく保育実践は保育所保育指針に基づく施設計画のひとつの在り方であり、一般の保育施設にも適用できるものであると提示している。

第五章では、保育指針を建築的な視点から読み解き、モンテッソーリ教育とハンガリーの保育実践のふたつの保育・教育思想における空間づくりを手掛かりとし、出現言語分析、アンケート調査分析、空間事例の提示の3点から考察を行った。第一に、出現言語分析では、保育指針と各思想に共通する言語は合計69言語認められ、保育における物的環境、養護における対応方法や生活リズム、子どもの主体的活動や、集団生活での社会性などについて三者に共通する点があること、アンケート調査では両思想にみられる空間特性の項目が保育指針に基づく保育を行う一般園でも受け入れられていることを明らかにしている。また、各思想の実施園との比較から、モンテッソーリ教育では「乳児の発達に応じた設え」、「子どもの自己活動に伴う設え・家具」、「生活習慣の自立を促す」項目で有意であり、ハンガリーの保育実践園では「空間の雰囲気」、「乳児空間の設え」、「遊びの継続性」、「各コーナーの設置」、「専用室の確保」に関する項目で有意な差が認められた。さらに、実際の空間事例を通して、一般園で重要と捉えながら実践出来ていない項目が、各思想の実施園の空間で取り組まれていたことから、これらは保育指針に基づく空間の在り方の一つになると述べている。

第六章では、日本の代表的な建築ジャーナリズムである『新建築』誌に掲載された保育所、幼稚園、認定こども園等の保育施設、203作品を対象に、数量化3類分析とクラスタ分析を行い、建物形態、空間構成、空間特性などの潜在的な特性を見出すことを試みている。

保育施設作品は、〈並列空間型〉、〈分離空間型〉、〈共有空間型〉、〈ワンルーム型〉、〈独立空間型〉の建物類型に分類され、〈並列空間型〉はクラスが並列して配される一般的な型、〈分離空間型〉は個別的なクラス別保育が適う型、〈共有空間型〉は動的な保育に見合う型、〈ワンルーム型〉は多様な活動を想定する保育に適う型、〈独立空間型〉は子どもの主体性に合わせた個々の活動を重視する保育に見合う型を明示している。さらに、建物類型ごとの空間構成や要素を整理し、保育・教育理念との関係を明らかにしている。

第七章では、第二章から第六章までに得られた結果を総括し、本研究の結論から、今後の保育環境づくりにおいて、その質を保障していくために、如何に施設計画に取り組んでいくかという課題に対し、設計者が大切にすべきと考えられる内容と、その際に参考とすべき指針等の整備の在り方について、今後の保育施設の設計計画に向けた具体的提言としてまとめている。

本研究は、10年以上にわたる建築士としての実務経験を通して、現場での課題に直面する中で考えた研究テーマであった。建築でできることは何か、自らに問い求めた申請者の真摯で誠実な論文として高く評価できるものである。

なお、審査委員会では、資料の提示のあり方について、もっと分かりやすく表示すること、研究成果と

しても、もっと踏み込んだ提案をしてもいいのではないかといった意見も出され、得られた資料の読み込みを深めたら、意義・価値が一層高くなるとの指導を得ると共に、今後、保育・教育学の研究者と連携し学際的な研究への期待も寄せられた。

以上より、審査委員会は、研究課題としての重要性、研究手法の妥当性、分析・考察の深さ・的確性、さらに具体性について審査した結果、本論文は、全てにおいて高く評価でき、博士（学術）授与に十分値すると全員一致で承認された。